

令和7年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和8年6月1日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特でない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	行政の施策との連動を意識して、基幹相談支援センターの事業計画も立てている。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしているよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい		運営方針	2(1)
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	毎月、地域生活支援拠点のCO会議を行っている。地域生活支援拠点では予防の観点を一番大事に啓発を行っている。緊急事案も対応してきた。	運営方針	2(2)
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	6(1)
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	毎朝30分の会議を行うこと、概ね月1回の会議を行った。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	令和7年度は特に職員研修に力を入れている。	運営方針	6(2)
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい		仕様書	4(7)
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	遅れが生じたこともあったが、概ね報告できた。	仕様書	4(8)
11	職員が育児休暇、病欠休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい		仕様書	4(9)
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(9)
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし		運営方針	5
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい		運営方針	5
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい		運営方針	8(1)
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい		運営方針	8(2)
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	8(3)
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(4)ア
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい		仕様書	8(4)イ
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい		募集要領 1次審査項目	業務管理
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	8(5)
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい		仕様書	6(5)
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	8(1)
25	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	中央区高齢障害支援課の主査とは定期的に会議を行った。また、防災対策課、健康支援課、こども家庭支援課、障害者自立支援課、保護課、在宅医療・介護連携支援センターなどと話し合いの機会をもてた。	運営方針	7

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会だけでは足りず、あんしんケアセンター中央区の管理者会議、地域ケア会議、多職種連携会議への出席、生活自立仕事相談センターの会議等の会議への出席等を行っている。福祉センターの重層会議にも参加した。	運営方針	7
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	6(1)-(3)
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい		仕様書	4(4)
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	加えてSNS相談を行っている。現在、675名が登録されている。	仕様書	4(5)
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	制度で解決不可能な場合も多く、自分たちが社会資源となることを大事にしている。たらいまわしにならないようにしている。	運営方針	2(1)
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	アセスメント時に緊急の介入の必要性をまず確認し、介入の希望の有無を確認していく。ケースとしてすぐに動かない場合はケースのフォローを誰がするのかの役割分担を行うことを大事にした。	運営方針	3ア(1)
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	当事者会、家族会等への参加を積極的に行った。民生委員からの相談が増えた。また、民生委員や自治会の集まりにできるだけ参加するようにしている。	運営方針	3ア(2)
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	中央区高齢障害支援課の主査と定期面談を行った。あんしんケアセンター民生委員の障害者部会で2回障害者の理解について話をさせていただいた。	運営方針	3ア(3)
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい		運営方針	3ア(4)
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい		運営方針	3ア(5)
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい		運営方針	3ア(6)
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	キャリアセンターの在職者交流会、サービスの利用をしなくなった方の相談員からの引継ぎ、サービスを使っておらず周辺領域からつながってきた方の相談に積極的に乗ったりしている。	運営方針	3ア(7)
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	令和7年度はあんしんケアセンター中央区で多職種連携会議のテーマが「ヤングケアラー」であった。開催する中で、ケアマネへの啓発も大事だと思ったので、令和8年度は重点的に地域部会で事例検討等を行う予定。	運営方針	3ア(8)
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	基幹相談支援センターに対する役割の期待について、計画相談向けのアンケートを行った。シャドワーク部分や実際に現場と一緒に来てほしい等を希望していることが分かったので、特に対応をしていきたい。	運営方針	3イ(1)
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	令和6年度に行った加算の勉強会のおかげで、中央区の計画相談の数が増えていること、1人事業所が2人になったり、協働型加算をとる事業所数が増え成果が出ていると感じている。引き続き情報提供や共有できる機会を増やしたい。	運営方針	3イ(2)(ア)
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	意見交換会への参加人数は増えている。適切な後方支援の在り方をアンケート結果から検討していきたい。	運営方針	3イ(2)(イ)
42	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	8050部会の開催や市民フォーラム開催、相談支援事業所と主任ケアマネの勉強会を行うなど積極的に連携強化に努めてきた。	運営方針	3イ(3)
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	行動障害を考える会、医療的ケアの事業所連絡会等の開催から質の向上に動められるようにしている。	運営方針	2(2)
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	別紙
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい		運営方針	3ウ(1)
48	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい		運営方針	3ウ(3)
49	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい		運営方針	3ウ(3)

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
50	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	日常生活自立支援事業の申請、家計相談の数は多かった。また、成年後見制度については、市長申し立てを含め支援した。	運営方針	3エ(1)
51	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉県障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	連携を行い、情報提供等を行った。	運営方針	3エ(2)
52	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	3エ(3)
53	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい		運営方針	3オ(1)
54	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい		運営方針	10

「はい」と答えた数	53	(98.1%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.9%)
計	54	(100.0%)

令和7年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化(障害福祉計画関係)

	R6	R7	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	307	453	146
相談支援事業者の人材育成の支援件数	72	32	-40
相談機関との連携強化の取組の実施回数	143	93	-50

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況(No.13関係)

	R7.4.1	R8.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況(No.5,8関係)

資格種別	資格名	R7.4.1	R8.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	8	9	1
	精神保健福祉士	1	3	2
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	8	9	1
	相談支援従事者現任研修修了者	3	5	2
	主任相談支援専門員	1	2	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	2	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和7年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日:令和8年6月14日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	市障害者施策の指針及び障害者計画を意識し実施した。地域の相談機関と連携し実施した。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしているよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	区内の関係機関が主催する会議のみならず、民生委員等の会議にも参加し、地域の情報収集にも努めた。	運営方針	2(1)
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域生活支援拠点コーディネーターを軸に予防的な取り組みを行った。	運営方針	2(2)
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	市が定めた運営方針を踏まえて、事業計画を作成した。	運営方針	6(1)
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	職員の職場定着に向けた、各職員のメンタルケアを踏まえ面談等を実施し配慮した。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	欠員が生じる事はなかった。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	基幹内でのケース会議や中央区基幹との合同研修等を行った。	運営方針	6(2)
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	国家資格の他、主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員現任研修等の配置を行った。	仕様書	4(7)
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	4(8)
11	職員が育児休暇、病欠休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	職員が産前産後休暇が見込まれていたので報告し、事前に職員を配置して円滑に行った。	仕様書	4(9)
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(9)
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし		運営方針	5
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし		運営方針	5
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	運営費用は、国・県、市の公費から賄われている事を十分に理解し、公正な立場で運営を行う事で努めた。	運営方針	8(1)
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	一般相談においては、人種、信条、性別、社会的身分等の差別なく対応した。事業所や関係機関紹介等がある場合は、相談者の希望や方向性、適性と本人の意思決定を十分に考慮の上、偏ることなく公正・中立性を確保した。	運営方針	8(2)
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	地域自立支援協議会の構成員は、様々な分野から事業者・支援機関・保護者団体等に参加して頂き、課題に対して各々の立場や視点で協議が出来る人員を配置し選定を行った。	運営方針	8(3)
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	基幹相談支援センターの運営にあたっては、市の掲げる障害者施策の方針および障害者総合支援法ほか、障害者虐待防止・個人情報保護等を含む関係法令の遵守を心掛けた。	仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	個人情報の取り扱いには細心の注意を行い配慮をした。漏洩のないよう研修等を通して指導した。	仕様書	8(4)ア
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい		仕様書	8(4)イ
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい		募集要領 1次審査項目	業務管理
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	8(5)
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい		仕様書	6(5)
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	8(1)
25	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	花見川区の高齢障害支援課の主査と定期的な会議を行った。その他の関係機関からの個別ケースには速やかに応じ意見交換等も含めて行った。	運営方針	7

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特でない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会では、意見交換及び課題共有を行っている。その他にも地域ケア会議をはじめ多職種連携会議等でも行っている。	運営方針	7
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	6(1)-(3)
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい		仕様書	4(4)
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	SNS相談も実施を開始した。	仕様書	4(5)
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	どこに相談をしてよいかわからない方も丁寧に聞き取り対応をし、適切な機関へ丁寧に繋ぐよう対応をしている。	運営方針	2(1)
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	丁寧な聞き取りによるアセスメントを行い、その人らしい生活を継続していく事ができるよう寄り添っている。また緊急の度合いもアセスメント時に判断、確認し、スピード感が相談者と差異がないよう務めた。	運営方針	3ア(1)
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	地域の民生委員の会議にも積極的に参加した。その結果、地域の民生委員からの相談も増え始めた。	運営方針	3ア(2)
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	民生委員の会議では、改めて障害者基幹相談支援センターについてご説明をさせて頂いた。常に区保健福祉センター等の機関と連携を図り、事案解決に向けて進めている。	運営方針	3ア(3)
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の有無に関わらず、ご相談があった方は丁寧な対応をしている。	運営方針	3ア(4)
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	聴覚障害の方々や外国人の方々等も含めて様々な方法等を用いてサービス利用の提案等を行った。サービス利用を望むのであれば、いつでもサポートできる体制は整えている。	運営方針	3ア(5)
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケアを必要とする方は、医療的ケアコーディネーターを中心に行った。強度行動障害者は、基礎・実践研修を受けているものを中心となり行った。重複障害者の方は、必要に応じて他の機関とも連携して行っている。	運営方針	3ア(6)
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	サービスを利用しなくなった方の計画相談からの引継ぎ等や基幹につながっているもののサービス利用出来ていない方等、基幹で把握できるものは行っている。	運営方針	3ア(7)
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーの健康状態や生活状況の把握し、適切なサービスに繋げるよう助言は行った。本人が今の生活を崩せないものもあり、利用に至るまではいかないものもあった。	運営方針	3ア(8)
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	計画相談の支援としては、関係者会議の主催、社会資源の情報提供等を行った。計画相談が苦慮するシャドーワークやケースと一緒に考えていく事も今以上に行っていきたい。	運営方針	3イ(1)
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	複数の相談支援事業所における機能強化型体制加算の算定をする事業所が花見川区にあるが、情報提供はしている。次年度は、相談支援事業所意見交換会にて行う場を検討している。	運営方針	3イ(2)(ア)
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	普段の意見交換会では満足な事例検討まで出来ない事もあるので、別日にミニ意見交換会を実施。事例検討会をおこなっていきたい。	運営方針	3イ(2)(イ)
42	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域ケア会議や多職種連携会への参加は常に行っている。生活自立、あんしん花見川との3者での困窮・介護・障害の複合課題について意見交換の場を作った。更に8050の課題を連携して取り組めるよう意見交換を行った。	運営方針	3イ(3)
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	行動障害を考える会や医療的ケア部会等との協同をとりつつ質の向上に努めている。	運営方針	2(2)
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	別紙
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい		運営方針	3ウ(1)
48	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい		運営方針	3ウ(3)
49	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい		運営方針	3ウ(3)

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特にない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
50	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	日常生活自立支援事業へ繋いだケースや成年後見制度へ繋げたケースもあった。親が急に亡くなったりし、申し立てがない場合に市長申し立てを行ったケースもあった。	運営方針	3エ(1)
51	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい		運営方針	3エ(2)
52	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	3エ(3)
53	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい		運営方針	3オ(1)
54	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい		運営方針	10

「はい」と答えた数	51	(94.4%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	3	(5.6%)
計	54	(100.0%)

令和7年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化(障害福祉計画関係)

	R6	R7	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	56	208	152
相談支援事業者の人材育成の支援件数	26	30	4
相談機関との連携強化の取組の実施回数	201	136	-65

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況(No.13関係)

	R7.4.1	R8.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況(No.5,8関係)

資格種別	資格名	R7.4.1	R8.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	4	5	1
	精神保健福祉士	1	0	-1
	保健師	0	0	0
	保育士	2	2	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	4	6	2
	相談支援従事者現任研修修了者	0	5	5
	主任相談支援専門員	0	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	1	-1
	介護福祉士	1	2	1
その他の 資格		0	1	1
				0
				0
				0

令和7年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日:令和8年6月15日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特でない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしているよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	地区特性や地域の実情の把握に努め、自立支援協議会で課題の共有や検討を行った。	運営方針	2(1)
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域生活支援拠点コーディネーターを中心に、各区と連携をして緊急や親亡き後を見据えた支援体制の構築に取り組んだ。早めの成年後見制度の情報提供なども行っている。	運営方針	2(2)
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	6(1)
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の専門職を配置し、支援を行った。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	週に1回ミーティング、月に1回職員会議を行い、職員の抱える悩みや不安の解消に繋げた。職員とも定期的に面談を行い、職場定着に繋げている。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	ミーティングや職員会議を通し、職員の資質の向上に努めた。多職種を含め、外部団体の主催する研修会に積極的に参加をしている。	運営方針	6(2)
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	いいえ	欠員が生じる時期があった。	仕様書	4(7)
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	4(8)
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	速やかに報告をしたが、人材の確保に至っていない。	仕様書	4(9)
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(9)
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	地域の相談支援事業所に引継ぎの相談をし、計画を立てて兼務の解消に努めた。	運営方針	5
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい		運営方針	5
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	運営費用は、公費によって賄われていることを理解し、公平で中立的な相談支援を行う必要があることを理解して運営してきた。	運営方針	8(1)
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	外国籍、LGBTQの方々よりご相談をいただき、公正・中立性をもって対応にあたった。	運営方針	8(2)
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	8(3)
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	個人情報の取り扱いについては、マニュアルを整備し、個人情報保護に関する研修会を開催。漏えいに繋がらないように十分に注意している。	仕様書	8(4)ア
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	センターへの登録の際に、必ず個人情報の取り扱いについて説明を行い、同意書に署名をいただいている。	仕様書	8(4)イ
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	当法人(社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会)において、苦情解決に関する規定を整備。相談者からの苦情については毎週末のミーティングで共有の場を作り、解決を図っている。	募集要領 1次審査項目	業務管理
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	8(5)
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	相談記録や個票は、相談支援システムを用いて一元管理し、必要な情報を記録・保存している。	仕様書	6(5)
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	業務時間中は必ず職員証を携帯し、訪問時や利用者・家族から求められた際には速やかに提示している。	仕様書	8(1)
25	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	稲毛保健福祉センター高齢障害支援課をはじめとし、健康課、社会援護課と、年に3回情報交換会の場を設け、連携を図った。	運営方針	7

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	支援困難ケースについては、相談支援事業所意見交換会、地域部会、少人数を集めた意見交換会等を通して、事例検討を行った。高齢障害支援課や健康課、社会援護課、こども家庭課や障害福祉サービス課等とも課題共有を行い、対応を図った。	運営方針	7
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	6(1)-(3)
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整える必要措置を講じたか。	はい	業務時間外は輪番で携帯電話に転送をし、対応を行った。	仕様書	4(4)
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい		仕様書	4(5)
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	アセスメントを丁寧にとり、各種ニーズに対応出来るよう努めてきた。すぐに対応出来ない場面でも、情報を収集しながら対応を図ってきた。	運営方針	2(1)
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ご本人の不安の傾聴、課題の整理を一緒に行い信頼関係の構築に努めながら、障害福祉サービスや地域資源の情報提供を行い、利用に繋げた。	運営方針	3ア(1)
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	近隣住民や民生委員等の多方面からの相談に応じている。場合によっては訪問をし、アセスメントをとり、支援内容を検討して対応を図っている。	運営方針	3ア(2)
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	各関係機関が開催する研修会や会議に積極的に参加をし、社会資源の把握と連携に努めた。	運営方針	3ア(3)
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	診断が出ていない方や手帳をお持ちでない方についても、相談をしていただけるように努めてきた。	運営方針	3ア(4)
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	ニーズが明確ではない方や意思表示が難しい方に関しても定期的に訪問をする等し、関係構築に努め、支援に繋がるように働きかけた。	運営方針	3ア(5)
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケア児等コーディネーターを配置。行動障害を考える会を開催し、専門的な知識や技術を学び、支援に繋がるように努めた。	運営方針	3ア(6)
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、事業所内で協議の場を定期的に設けた。地域の資源の把握にも努め、対応を図っている。	運営方針	3ア(7)
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーの方の意向を尊重しながら、ご自宅に訪問をする等、定期的な状況確認を行う他、適宜情報提供や環境整備を行った。	運営方針	3ア(8)
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	意見交換会のほか、少人数制の情報交換会を開催をして状況の把握に努めた。事業所より相談があったケースに関しては、助言や後方支援、同行等を行ってきた。また、センターで収集した福祉サービスの情報を定期的に発信している。	運営方針	3イ(1)
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	報酬の算定に関する意向や状況の把握に努め、分析を行った。	運営方針	3イ(2)(ア)
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	計画相談支援事業所に機能強化型基本報酬の算定に関する意向を確認する場を設けている。ケースで悩まれていることがあった場合は、後方支援を提案。訪問に同行をする等、良好な関係の構築に努めた。	運営方針	3イ(2)(イ)
42	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域部会にて、地域の相談機関に参加をしていただき地域課題の共有や連携の強化に取り組んだ。また、地域包括支援センターの主催する多職種連携会議にも積極的に参加。その他、ケアマネと計画相談支援事業所と意見交換の場も設け、支援体制の構築、連携の強化に繋がるように努めた。	運営方針	3イ(3)
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア児等会議や、行動障害を考える会、地域生活支援拠点事業会議等を通し、各区とも連携を図りながら体制について協議を行ってきた。	運営方針	2(2)
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	別紙
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	奇数月に6区合同意見交換会、偶数月に稲毛区相談支援事業所意見交換会を開催してきた。	仕様書	別紙
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	年に一度、委員の皆さんと協議の場をもち、会の振り返りを行い、年間のテーマを決めている。年間を通してベースのテーマを決めておくことで、参加をされる皆さんが共通認識をもち取り組めるよう努めた。	運営方針	3ウ(1)
48	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	協議会で得られたデータや相談状況を分析し、地域の課題を関係者と共有した上で、改善策や支援の方向性について協議を行った。	運営方針	3ウ(3)
49	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい		運営方針	3ウ(3)

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
50	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	日常生活自立支援事業や成年後見支援センター等の関係機関と連携を図り、情報提供から申し立てまでの支援を行っている。	運営方針	3エ(1)
51	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	虐待が疑われるケースについて情報を収集し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図ってきた。ケースによっては、関係者会議等を開催。適切な対応に努めた。	運営方針	3エ(2)
52	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	3エ(3)
53	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	社会資源について情報を収集し、集約。書面に取りまとめ、メールや文書等を活用して発信を適宜行っている。	運営方針	3オ(1)
54	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい		運営方針	10

「はい」と答えた数	53	(98.1%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.9%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	0	(0.0%)
計	54	(100.0%)

令和7年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化(障害福祉計画関係)

	R6	R7	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	200	230	30
相談支援事業者の人材育成の支援件数	42	50	8
相談機関との連携強化の取組の実施回数	159	159	0

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況(No.13関係)

	R7.4.1	R8.4.1	増減
兼務している専門職員数	1	0	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	4	0	-4

3 専門職員の資格取得の状況(No.5,8関係)

資格種別	資格名	R7.4.1	R8.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	5	5	0
	相談支援従事者現任研修修了者	2	2	0
	主任相談支援専門員	1	2	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	4	4	0
				0
その他の 資格				0
				0
				0
				0

令和7年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日: 令和8年6月11日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしているよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	若葉区地域部会、各種会議の取り組みを情報共有し、地域づくり、顔の見える関係づくりに取り組んだ。	運営方針	2(1)
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	拠点コーディネーター会議を通じた活動で予防的な支援の啓発活動等を行った。	運営方針	2(2)
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	6(1)
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士、精神保健福祉士の配置だけでなく、医療的ケアコーディネーター等の配置も行っている。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	欠員に関する募集等を実施した。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	研修会等に積極的に参加を行っている。詳細は若葉区基幹の月次報告に記載を行っている。	運営方針	6(2)
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	いいえ	欠員に関する募集等を実施したが、配置を満たす職員数の確保には至らなかった。	仕様書	4(7)
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	4(8)
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	4(9)
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(9)
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし	兼務がない状態で経過している。	運営方針	5
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい		運営方針	5
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修の一部を担い、実地研修等の協力を行っている。	運営方針	8(1)
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	特定のサービス事業者等に偏ることのないよう対応している。	運営方針	8(2)
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	他分野の相談機関、関係機関に出席を依頼している。1つの分野、領域に留まらない相談が多いことから、より広い視野で協議を進めていけるように運営を行っている。	運営方針	8(3)
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(4)ア
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	電話の場合は口頭で了解を頂き、面談した際には書面で個人情報の取扱いについて同意を得ている。	仕様書	8(4)イ
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	基幹ミーティング時に適宜実施している。	募集要領 1次審査項目	業務管理
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	8(5)
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	2023年9月より相談支援システムを導入、システム内で取り扱いを行っている。	仕様書	6(5)
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	原則、職員証を見える形で提示している。ただし、障害という文字に拒否反応を示す方もいるため、臨機応変に対応できるように努めている。	仕様書	8(1)
25	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	市も含めて毎月基幹ネットワーク会議を実施。年に1度、千葉市障害福祉サービス課地域支援班、6区主査、6区基幹の会議を実施している。	運営方針	7
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	若葉区地域部会内での事例検討、その他状況に応じて適切に情報共有を行い、連携を行っている。	運営方針	7

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	何らかの理由で修正等が必要な場合は事前に障害福祉サービス課に相談、報告を行っている。	仕様書	6(1)-(3)
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間以外は転送専用携帯電話に電話転送を行っている。	仕様書	4(4)
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい		仕様書	4(5)
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	障害の有無に関わらず、内容を伺い、必要に応じて他機関紹介も含め、ワンストップの対応を行っている。	運営方針	2(1)
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	住み慣れた地域で暮らしていくための1つの選択肢として障害福祉サービス以外の制度も必要に応じて、情報提供、提案を行っている。	運営方針	3ア(1)
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	必要に応じて訪問等を行っている。ケースにより他機関への対応を依頼するなど適宜対応している。	運営方針	3ア(2)
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	若葉区地域部会にオブザーバーとして参加を依頼し、ネットワークの構築に努めている。	運営方針	3ア(3)
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の診断がついていないケース等でもまずは相談して頂けるように促している。	運営方針	3ア(4)
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	可能な限り初回面談時は2名対応で齟齬がないように努めている。現在は人員の関係で難しい場合もある。	運営方針	3ア(5)
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケアコーディネーター会議、行動障害を考える会に参加し、専門的な相談内容について会議等で適宜報告を行いながら対応を行っている。	運営方針	3ア(6)
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	拠点コーディネーター会議等を通して緊急時の対応、緊急事態を予防する仕組みを構築できるように取り組んでいる。	運営方針	3ア(7)
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ヤングケアラー等に関するケースがあった際は記載の通りの内容に留意しながら関わるように情報共有を行っている。	運営方針	3ア(8)
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	相談支援事業所から相談を頂く以外に相談支援事業所意見交換会で社会資源の情報共有・事例検討を実施している。	運営方針	3イ(1)
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらともいえない	機能強化型を算定している事業所の把握は行っているものの数が少ない状態にある。取得を阻害している要因に対する支援を行うまでには至っていない。	運営方針	3イ(2)(ア)
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	若葉区相談支援事業所意見交換会、千葉市合同研修会を隔月で実施し、適切な後方支援、関係構築が出来るように努めている。	運営方針	3イ(2)(イ)
42	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域包括支援センターに若葉区地域部会への出席依頼を行い、輪番で出席をして頂いている。	運営方針	3イ(3)
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア児等部会、拠点コーディネーター会議等を通して取り組んでいる。	運営方針	2(2)
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	当番回5月に実施している。	仕様書	別紙
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	基本的に奇数月：合同研修会、偶数月：各区意見交換会として実施している。	仕様書	別紙
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	年度当初に自立支援協議会の仕組み、役割について説明し、参加者に共通認識を持ってもらえるように取り組んでいる。	運営方針	3ウ(1)
48	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	若葉区地域部会で各種資料の配布及び検討を行っている。課題可決に向けた事例検討も実施している。	運営方針	3ウ(3)
49	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	参加機関からケースを提出して頂き、他分野でのケース対応、課題について伺いながら進めている。	運営方針	3ウ(3)
50	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	成年後見、日常生活自立支援事業の必要性があるケースでは成年後見支援センターと連携を行っている。申し立てを行える親族がいない場合は速やかに高齢障害支援課、健康課に相談し、対応を行っている。	運営方針	3エ(1)

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特にない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
51	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	随時、若葉保健福祉センター高齢障害支援課に報告を行っている。	運営方針	3エ(2)
52	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議の委員として連携を行っている。	運営方針	3エ(3)
53	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	主に若葉区相談支援事業所で集約した社会資源等の情報を周知している。	運営方針	3オ(1)
54	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	にも包括の公民館講座、若葉区SW連絡会等を通して周知の取り組みを行った。	運営方針	10

「はい」と答えた数	50	(92.6%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.9%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.9%)
「該当なし」と答えた数	2	(3.7%)
計	54	(100.0%)

令和7年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化(障害福祉計画関係)

	R6	R7	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	121	141	20
相談支援事業者の人材育成の支援件数	7	20	13
相談機関との連携強化の取組の実施回数	84	85	1

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況(No.13関係)

	R7.4.1	#####	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況(No.5,8関係)

資格種別	資格名	R7.4.1	R8.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	0	1	1
	相談支援従事者初任者研修修了者	4	4	0
	相談支援従事者現任研修修了者	1	3	2
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	2	0
		4	5	1
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和7年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日:令和8年6月15日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	千葉市障害者基幹相談支援センター運営方針に基づき、共生社会の構築に向けて、各地域の特性や実情に応じ、効果的な取り組みを意識した。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしているよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	地域アセスメントを実施し、地区特性や地域の実情把握を行っている。また、区内の障害福祉サービス事業所、あんしんケアセンターなどに赴き、地域の実情について積極的に情報収集している。	運営方針	2(1)
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	拠点機能の役割を果たすため、ネットワーク会議や地域生活支援拠点等コーディネーター会議に参加し、地域の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援に向けた取り組みに努めている。	運営方針	2(2)
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	千葉市障害者基幹相談支援センター運営方針に基づき、事業計画を作成している。	運営方針	6(1)
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	国家資格や相談支援専門員の資格を有すると共に障害者の支援に携わってきた職員を配置し、さらに医療や強行研修を受講するよう努めた。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	業務に安定して取り組めるよう、社会福祉法人において実践を積み重ねてきた職員を核に配置している。ストレスチェックや研修を実施し、ストレス管理に努めている。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	欠員なし	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	関連する研修会等に積極的に参加し、知識の取得と人材交流を深め、情報共有を行っている。実績報告参照。	運営方針	6(2)
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	社会福祉士等の国家資格や相談支援専門員資格を有する職員を配置している。	仕様書	4(7)
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	主に加算取得の都度、職員の変更を行っている。事前に障害福祉サービス課に報告を行っている。	仕様書	4(8)
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	対象者なし	仕様書	4(9)
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	円滑な業務の引き継ぎとともに、ラインワークスの活用等、異動後も連絡のとれる体制をとっている。	仕様書	8(9)
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	仕様書に規定されている職員の養成や採用を行い、兼務の解消に取り組んでいる。	運営方針	5
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし		運営方針	5
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	運営費用は、公費によって賄われていることを理解し、適切な事業運営を意識し、節約、節電を心掛けるなど無駄遣いをしないよう常に心掛けている。公用車、PCなど的高額備品については、法人内他事業所からの譲渡や安価のものを購入するなどして対応している。	運営方針	8(1)
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	サービス事業所や計画相談事業所の紹介にあたっては、当事者のニーズを把握し、事業所の状況等に応じた対応を行うことを心掛けている。	運営方針	8(2)
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	構成員については、特定の障害種別や分野に偏らない配置を意識し、地域の特性に配慮して選定している。	運営方針	8(3)
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	千葉市障害者基幹相談支援センター運営方針に基づき、事業計画を作成している。	仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	障害者基幹相談支援センター運営業務委託契約による事務に係る個人情報の取扱いに基づき運営している。利用者の個人記録等の個人情報書類は鍵のかかる書庫にて保管している。	仕様書	8(4)ア
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	センターの利用登録の際に個人情報の取り扱いについての説明を行い、同意をもらっている。	仕様書	8(4)イ
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	法人の苦情解決に関する規定を作成かつマニュアルを整備している。	募集要領 1次審査項目	業務管理
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	法人の経理部門にて適正に管理している。	仕様書	8(5)
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	障がい者相談支援業務サポートシステムにてデータ管理を行っている。	仕様書	6(5)

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特でない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	業務中は職員証の着用を義務付けている。	仕様書	8(1)
25	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	緑保健福祉センターとは些細な事でも情報共有するなど常に連携を図っている。地域部会や地区意見交換会にも参加を促している。	運営方針	7
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会では参加者間で緑区の課題を共有すべく取り組んでいる。解決に向けての取り組みは地域部会構成員の意見も踏まえながら今後も実施していく。	運営方針	7
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	所定の期日までに提出し、修正が生じた場合は速やかに対応した。	仕様書	6(1)-(3)
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間外は携帯電話に転送になるように設定し、職員が所持し、対応している。職員間の連絡も緊急連絡網(SNS活用)を整備している。	仕様書	4(4)
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	相談者のニーズに応じた対応を行っている。	仕様書	4(5)
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なフンストップの相談支援を行ったか。	はい	他の支援機関との役割を明確にする中で、基幹としてなすべきことについては、しっかりと対応している。他機関につながる場合は、情報提供や状況に応じて同行するなどして丁寧に引継ぎを行っている。	運営方針	2(1)
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	福祉サービスを初めて利用するような不安感が強い相談者の場合、見学同行や申請補助等のサポートを可能な範囲で行っている。	運営方針	3ア(1)
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	的確な状況把握等を行ったうえで、緊急対応が必要となった際は関係機関と協同及び連携して、即日の対応を行っている。	運営方針	3ア(2)
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	日頃から各関係機関の会議や行事に参加し社会資源の把握や連携の強化を行っている。それとともに地域部会での意見を参考に相談支援にあたっている。	運営方針	3ア(3)
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の有無を問わず誰でもふらっと立ち寄れる場所をコンセプトに相談スペースづくりを行い、サードスペースが生まれている。そこでは子どもや家族と一緒に気軽に相談に乗れる雰囲気の中で相談が行われている。	運営方針	3ア(4)
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	今後、障害福祉サービスが必要となる可能性のある方に対しては定期または不定期に状況に応じた家庭訪問や様子伺いを行い、関係性を保持している。	運営方針	3ア(5)
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	特に医療的ケア児の支援については、千葉県医療的ケア児等支援センターばらりすと連携した対応にあたった。	運営方針	3ア(6)
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、今後サービスが必要となる可能性を考慮し、定期的に家庭訪問や様子伺いを行って関係を保持している。	運営方針	3ア(7)
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーの意思を尊重し支援を行っている。また、今後ヤングケアラー等に適切に対応できるよう研修を受講し理解を深めていく。	運営方針	3ア(8)
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	相談支援事業所の負担を減らすことを意識し、基幹から相談支援事業所に引き継ぐ場合は、アセスメントをとるなどしている。モニタリングが十分に行えないような場合は、相談支援事業所に代わり、様子伺いを行うことも行っている。また、計画相談から相談があったケースについては基幹も一緒に事業所探し等を行い、必要に応じて、面接会場の貸出し、相談しやすい環境と関係を築いている。	運営方針	3イ(1)
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	意見交換会等において、各事業所の実態把握に努めるとともに機能強化型体制加算を取得することで経営状況を良好にしていこうことなどの説明をしている。他事業所との協働等の相談や、制度の周知なども行い、加算取得の支援や検討する啓発活動を行っている。	運営方針	3イ(2)(ア)
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	計画相談事業所意見交換会において、事例紹介や事例検討の機会を設け、スーパービジョン等を実施した。機能強化型の相談支援事業所には積極的にケースの相談を行い、必要に応じて後方支援を行っている。	運営方針	3イ(2)(イ)
42	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域ケア会議や多職種連携会議、親の会(緑区おしゃべり会)等に参加している。千葉市緑区内のあんしんケアセンター(鎌取、菅田、土気)とは、障害者基幹相談支援センター共催による居宅介護支援事業者のケアマネジャーと障害者相談支援事業所の相談支援専門員との意見交換および情報共有する機会を企画運営したことをきっかけに、障害者の介護保険移行問題や相互のサービスのあり方を互いに学ぶ機会を設定している。	運営方針	3イ(3)
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア児コーディネーターと地域生活拠点コーディネーターを配置し、協働して支援を行うことができる体制を整えている。	運営方針	2(2)
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	第2回運営事務局会議を主催している。	仕様書	別紙
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	地域部会を2か月に1回、適切に開催している。	仕様書	別紙

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特記しない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	相談支援事業所意見交換会を適切に開催している。	仕様書	別紙
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	専門的な分野にも参加者が共通認識を持ち、理解を深められるよう依頼の周知やオブザーバーの追加を行っている。	運営方針	3ウ(1)
48	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	具体的な統計データーを活用し、地域課題を抽出し、解決にむけての検討を行った。	運営方針	3ウ(3)
49	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	企画運営は基幹相談支援センターが担い、特定の分野や領域に偏らない横断的な内容を意識して構成している。	運営方針	3ウ(3)
50	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	本人の判断能力や関係者の理解度に考慮したうえで必要に応じて、成年後見支援センター等の関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行っている。市長申し立ても状況に応じて担当行政部署と連携して対応している。	運営方針	3エ(1)
51	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	有事の際は、権利擁護関係相談窓口の千葉市緑区障害者虐待防止センターと連携を図り、対応を行っている。	運営方針	3エ(2)
52	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	警察や消費生活センターと連携し、障害者やその家族等に向け、情報提供を行っている。	運営方針	3エ(3)
53	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	緑区内の障害福祉サービスの事業所を訪問し、情報交換を行っている。また、基幹に来所挨拶にきた事業所については情報をまとめ、意見交換会にて発信している。	運営方針	3オ(1)
54	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	事業所を訪問した際にはパンフレットを持参し、広報活動を行っている。また学校等についても積極的に連携を図り、身近な相談機関として感じて頂けるよう努力している。	運営方針	10

「はい」と答えた数
「いいえ」と答えた数
「どちらともいえない」と答えた数
「該当なし」と答えた数

計

51 (94.4%)
0 (0.0%)
0 (0.0%)
3 (5.6%)
54 (100.0%)

令和7年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化(障害福祉計画関係)

	R6	R7	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	68	220	152
相談支援事業者の人材育成の支援件数	41	75	34
相談機関との連携強化の取組の実施回数	139	195	56

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況(No.13関係)

	R7.4.1	R8.4.1	増減
兼務している専門職員数	3	0	-3
兼務している専門職員が担当している利用者数	10	0	-10

3 専門職員の資格取得の状況(No.5,8関係)

資格種別	資格名	R7.4.1	R8.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	7	5	-2
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	6	7	1
	相談支援従事者現任研修修了者	2	3	1
	主任相談支援専門員	1	2	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	5	3	-2
	介護福祉士	2	1	-1
その他の 資格				0
				0
				0
				0

令和7年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日:令和8年6月10日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特でない場合は記入不要です	根拠資料	箇所
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしているよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	地域の自主防災組織と連携し、医療的ケア児者・重症心身障害児者の避難訓練を実施し、災害時の支援体制づくりに取り組んだ。	運営方針	2(1)
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域のあんしんケアセンターをはじめとした関係機関と連携し、気になる家庭を発見した場合には同行訪問等実施し、必要な情報共有に努めている。	運営方針	2(2)
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	6(1)
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	令和7年10月時点では、一部欠員していたが、12月時点で欠員が補充できた。	募集要領 2次審査項目	人材確保及び 資質向上
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい		運営方針	6(2)
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	いいえ	一部欠員が生じた月があった。	仕様書	4(7)
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	4(8)
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	4(9)
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	該当なし		仕様書	8(9)
13	特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし		運営方針	5
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし		運営方針	5
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい		運営方針	8(1)
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい		運営方針	8(2)
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	8(3)
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい		仕様書	8(4)ア
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の当事者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい		仕様書	8(4)イ
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい		募集要領 1次審査項目	業務管理
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	8(5)
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい		仕様書	6(5)
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	8(1)
25	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい		運営方針	7
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	8050ケース、住居強制退去のケース、こども家庭相談室、児童相談所等からの虐待ケース等の支援困難ケースに対し、区保健福祉センター各課や障害福祉サービス課等と連携し役割分担を図りながら迅速に対応した。	運営方針	7

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	6(1)-(3)
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	職員が輪番で携帯電話を持ち、緊急時に対応できる体制を整えた。	仕様書	4(4)
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい		仕様書	4(5)
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい		運営方針	2(1)
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい		運営方針	3ア(1)
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい		運営方針	3ア(2)
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい		運営方針	3ア(3)
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の有無を受付の要件とせず、相談者の困りごとに焦点を当てて相談対応を行った。	運営方針	3ア(4)
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい		運営方針	3ア(5)
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケアを必要とする方や、強度行動障害の方の相談にも応じた。特に医療的ケアを必要とする方の相談については、運営法人の特性を活かし、他区の基幹へのアドバイスも行った。	運営方針	3ア(6)
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい		運営方針	3ア(7)
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーであることが認められた場合で支援が必要な場合は、必要な機関と連携をとり対応してきた。また、本人家族が支援を希望しない場合にも関係機関と協力し、継続して見守りを行っている。	運営方針	3ア(8)
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい		運営方針	3イ(1)
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	相談支援事業所意見交換会等において、実情を把握し、必要な支援を行っている。	運営方針	3イ(2)(ア)
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい		運営方針	3イ(2)(イ)
42	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域の相談機関とは、顔が見える関係性の構築に取り組んできた。特にあんしんケアセンターとは、個別ケースや地域の情報交換等、常に連携している。また、あんしんケアセンター主催の多職種連携会議等に参加し、当センター主催のケース会議等にも随時参加してもらっている。	運営方針	3イ(3)
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	重症児の家族の緊急入院時に、拠点施設コーディネーターと協働し、短期入所の緊急受け入れに繋がった。	運営方針	2(2)
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	別紙
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい		仕様書	別紙
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい		運営方針	3ウ(1)
48	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい		運営方針	3ウ(3)
49	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	議論の内容が偏らないよう、各回ごとにテーマ設定をし、様々な課題について幅広く委員の専門性に基づく意見が交わされるよう配慮した。	運営方針	3ウ(3)

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など) ※特になければ記入不要です	根拠資料	箇所
50	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい		運営方針	3エ(1)
51	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい		運営方針	3エ(2)
52	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	3エ(3)
53	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい		運営方針	3オ(1)
54	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	美浜区内外の関係施設を回り、パンフレットを配布するなどするとともに、各機関会議や研修会にて説明案内する機会をいただき積極的に周知に努めた。	運営方針	10

「はい」と答えた数	49	(90.7%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.9%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	4	(7.4%)
計	54	(100.0%)

令和7年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化(障害福祉計画関係)

	R6	R7	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	166	209	43
相談支援事業者の人材育成の支援件数	32	45	13
相談機関との連携強化の取組の実施回数	117	95	-22

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況(No.13関係)

	R7.4.1	R8.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況(No.5,8関係)

資格種別	資格名	R7.4.1	R8.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	4	1
	精神保健福祉士	3	3	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	2	1
	相談支援従事者初任者研修修了者	1	4	3
	相談支援従事者現任研修修了者	1	2	1
	主任相談支援専門員	0	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	3	1
	強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	0	1	1
その他の 資格	看護師		1	1
	理学療法士		1	1
	介護福祉士		1	1
				0
				0